

一般社団法人計算論的精神医学コロキウム 会員規約

第1条(活動目的等)

1. 一般社団法人計算論的精神医学コロキウム(以下「当法人」という)は、計算論的精神医学研究を推進することにより、計算論的精神医学の発展並びに精神医療の充実に寄与することを目的とする。
2. 前項の活動目的を達成するために、当法人は、一般会員、運営会員、賛助会員を募り、会員組織を構成する。

第2条(本規約の範囲)

1. 本規約は、当法人の定款第5条に定める会員(以下「会員」という)となった個人、法人および団体に適用される。

第3条(会員の種類)

1. 当法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 一般会員
当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 運営会員
当法人の事業を運営するために入会した個人
 - (3) 賛助会員
当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人および団体

第4条(入会)

1. 一般会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の申し込み方法により申し込みをし、代表理事の承認を受けるものとする。
2. 運営会員として入会しようとする者は、当法人の運営会員による推薦を受けた上で、当法人所定の申し込み方法により申し込みをし、社員総会の承認を受けるものとする。

第5条(入会不承認)

1. 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。
 - (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
 - (2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」という)である場合
 - (4) その他当法人が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第6条(有効期間と更新)

1. 会員登録の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる3月31日まで(以下「初年度」という)とし、以降更新をすることができる。
2. 更新後の有効期間は4月1日から同年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。なお、更新をしなかった場合には、会員資格を喪失する。

第7条(会費)

1. 会員は本条に定めるところに従い、入会費及び年会費(以下総称して「会費」という)を支払わなければならない。
2. 年会費は前年度中の当法人が定める支払期日までに支払うものとする。
3. 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)入会費 なし
 - (2)年会費
 - ①一般会員 4,000円
 - ②運営会員 4,000円
 - ③賛助会員 20,000円
4. 会費は当法人の指定する方法により支払うものとする。
5. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
6. 一般会員のうち、学生又は生徒(高等学校、高等専門学校、大学、大学院等に在籍する者)の会費は、年額1000円とする。

第 8 条 (変更の届出)

1. 会員は、その氏名、住所又は連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 当法人は、故意又は重過失によるものでない限り、会員が前項の変更手続きを行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第 9 条 (会員種別の変更)

1. 会員は、理事会の承認を得て、その会員種別を変更することができる。

第 10 条 (退会)

1. 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 11 条 (除名)

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。
 - (1)当法人の定款その他の規則に違反したとき
 - (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

第 12 条 (会員資格の喪失)

1. 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1)第 7 条の義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2)社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議がなされたとき
 - (3)死亡し、又は解散したとき

第 13 条 (会員情報の取り扱い)

1. 当法人は、会員が当法人に対して提供した会員の個人情報を、当法人が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱う。

第 14 条 (規約の追加・変更)

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当法人の会員サイト等の方法により会員に事前に通知のうえ本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第 15 条(免責及び損害賠償)

1. 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、当法人の故意又は重過失によるものでない限り、当法人は一切責任を負わないものとする。
2. 会員間の問題に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第 16 条(条項等の無効)

1. 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第 17 条(訴訟管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 18 条(協議事項)

1. 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附則

本会員規約は、2026 年2月18日より施行する。